

業 務 計 画 書

1. 市民の平等利用確保

(1) 施設を管理・運営する際の基本的な方針について

この地域は、江別市の北側に位置する農村地域です。自然を大切に育むために地区の人達によるごみ拾いや中津湖内の道路整備などの整備とともに、篠津河畔林（財団所有）整備、各家庭の軒先の花壇整備などに取り組んでいる地域です。その結果、近隣市町村からの自然と癒しを求めて多くの人達が訪れる様な環境になった経過があります。

そして、自然を愛し、保護する動きを生かしたグリーン・ツーリズムの活動や地元野菜の直売所、乳製品の加工販売の町村農場、小麦の「はるゆたか」の生産など地域に付加価値をつけ、ブランド化を地域全体で努力している地域でもあります。

その地域に、4年前に江別市全体のブランド化に繋がる事業にするため、都市と農村の交流施設を建設して多くの人達をこの江北地域に招き込むための動きと成ったのです。

その管理運営を地元を愛し、農村地域の活性化を標榜する当『えべつ江北まちづくり会』に指定管理者として選定され早4年が経過し、地域の人達と共に地域活性化と地産地消に努力しているところです。

えべつ江北まちづくり会は、地元住民のほか、都市部の住民、市内大学における各分野の教授、商工関係者など幅広い人材によって構成されており、館の管理だけではなく、様々な分野において専門的な見地と柔軟な発想をミックスされた運営をこころがけ、都市と農村の交流センター条例における設置目的を確実に達成するよう努めます。

①基本方針

近年、都市部では、農村における交流・体験などの余暇活動といったグリーン・ツーリズムに関心が高まっています。直売所や地元農産物を活用した加工品の販売、自然を生かした農村風景と食を通した観光など、近郊の農村地区における都市と農村との交流を通して付加価値を付ける重要性を求められています。

大きな湖や有名な山や遺産的な価値などの自然を生かした観光資源がなくても、江別市には、札幌の衛星都市的な役割や空の玄関の千歳、海の高知の海産物の石狩、南空知の豊かな山の果実などの資源を生かした地域の特産物が集積できる地域性を活かして、多くの人達が集まる事が出来る地域としてこの施設を活用していきたいと思ひます。

施設の特性を最大限に生かすために、次の方針を掲げて、質の高いサービスを提供してまいります。

ア、市民及び関係団体との連携・協働のもと、「食と農」「食と健康」をテーマに魅力ある事業を展開してまいります。

イ、公共施設として、江別市都市と農村の交流センター「えみくる」のキャッチフレーズを前面に標記して、公正・平等な管理運営に努めます。

ウ、利用者の安全・安心を優先した施設環境づくりに努めます。併せて、施設の周辺の美化にも心掛け、札幌圏の住民や道央圏の住民の憩いの場所になるよう努めてまいります。

エ、6次産業化に向けた加工品や食育の研修の拠点場所となるモデルケースとなる事業を柔軟に取り入れて活動を展開してまいります。

②基本方針の具体的な推進

特色ある農村環境づくりのため

都市と農村の交流拠点施設建設基本構想を遵守しつつ新たな挑戦をしていきます。

【基本方針】

- ・「食」と「農」により学びと活力を生み出す、新たな体験・交流拠点
- ・食と農による交流を広げる「食の拠点」の創出
- ・地域資源を活用した観光や都市と農村交流事業の推進
- ・グリーン・ツーリズム推進の支援
- ・地域活性化の支援

【課題】

- ・江別市民の体験・学習・交流への対応
- ・札幌圏住民との交流への対応
- ・地域資源のネットワーク化、情報交流
- ・生活の改善

〈出典：都市と農村の交流拠点施設建設基本構想を遵守〉

「えべつ江北まちづくり会」は、江別市農業振興計画や江別市食育推進計画などに示された食を中心とした農業の施策を十分に組み取り、未来に引き継ぐ江別らしい都市型農業を目指すとともに、食育推進の基本理念であります市民一人ひとりが、いつでも健康に豊かに暮らす「健康都市えべつ」の実現のための、一助となる事を目標に事業展開をしてまいります。

【8つのチャレンジ】

- 一. 石狩川の右岸という自然を活かした地域づくり
- 二. 市内4大学の知的財産を活かした地域づくり
- 三. 心に優しい地域づくり

- 四. 元気で笑顔あふれる地域づくり
- 五. 文化と歴史を大切にする地域づくり
- 六. 「食」と「農」を取り入れた地域づくり
- 七. 江別ブランドを高める地域づくり
- 八. 「農業」と「観光」を目指す地域づくり

以上の内容为目标に、都市と農村の交流拠点施設をより大きく飛躍させ江別プランを構築してまいります。

(2) 利用者の平等利用確保について

公の施設としての基本原則であり利用者の平等利用を確保することが、指定管理者の最大の責務であると考えます。そのためには、仕組みの確立と受ける職員の法令遵守の徹底を図ります。

①職場内OJT

地方自治法に定める施設利用の原則を堅持しつつ、不当な差別的な取り扱いにならない様、電話受付や窓口対応を徹底し、いつも笑顔で接客するよう職員に徹底しています。また、江別市都市と農村の交流拠点施設設置条例、同規則の使用に関する取扱要領の規定を遵守することを朝礼などを通して常日頃から職場内OJTに努めています。

②中立的な利用確保

この施設は、農村地域の農業者の集会所や健康増進等々の無料利用などの優遇を図りつつ地域のコミュニティーの場所ともなっており、地域の皆さんや江別市内外の利用者が気楽に使用できるように何時も気づかいを心がけ運営しています。特定の利用者や団体に偏らない様、公正・平等な利用に心がけています。

③高齢者や障がい者などへの配慮

高齢者や障がい者団体の方々に施設利用を促し、食育事業を通して利用の呼びかけや障がい者の団体の利用にも積極的に声掛けしています。また、自治会等の活動にも利用を促し、高齢者の認知予防系運動や簡単な料理教室などの特色のある事業を実施しています。

更には、交通便解消策として、来館時の送迎をはじめ車いすの提供や手伝いにも協力して、来館者が楽しく過ごすことが出来るようスタッフ一同協力体制を組んでまいります。

(3) 個人情報保護方策について（情報公開に係る指針）

えべつ江北まちづくり会は、施設運営を行うにあたって保有する個人情報の取扱いは、江別市個人情報条例及び関連法令の遵守を徹底します。

①個人情報保護への対応

施設が保有する個人情報の重要性を十分認識し、市条例に準じた個人情報の管理を行うとともに、個人情報の取得や提供の制限などに努めるとともに紛失、漏洩防止対策を講じてまいります。

（管理対策）

- ・個人情報の取り扱いについては、センター長を個人情報保護責任者として、情報の漏洩や改ざん、紛失、き損などの防止に関する事務を統括します。また、個人情報保護の取り扱いが適正に行われるように、定期的に個人情報保護責任者による点検及び聞き取り調査を行います。
- ・個人情報を収集する場合には、使用目的を明示し、目的の範囲での取り扱いとします。
- ・調理実習及び6次産業化に向けた事業、研修講座などの受講者名簿などの個人情報が記載された文書は、鍵のかかる場所に保管し、持ち出しを禁止するとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に破棄（江別市個人情報管理遵守規定）するなど厳格に管理します。
- ・個人情報の漏洩を防止するため、パソコンのパスワードの設定、ウイルスセキュリティソフトの導入、USBメモリなどによる持ち出し禁止など、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

2. 施設の効用発揮

(1) 施設の利用促進方法について

農村地域への訪問及び地域活性化につながる効果

都市型農業が特徴である江別市では、札幌市と隣接する地理的条件を有効に活用しこの施設を利用することが大切と考えます。その為にも、食育や健康向上、各種のイベント事業などを通して地産地消のPRと多くの人達が集まることによる付加価値ができ、地域全体が地域活性化に結び付くものと確信するものです。

利用促進が出来る利点として

- ・札幌市に隣接していること
- ・交通の便が良いこと

国道275号線や高規格道路337号線、高速道西インター、江別市街につながる新東光橋などの交通ルートが出来、石狩管内及び札幌圏から1時間圏域に

なります。

- ・農産物が豊富であること
- ・近隣の海産物や趣向品等々活用がスムーズである
- ・石狩平野の自然を有効活用できること
- ・その他範囲的に柔軟な利用が出来ること 等

以上の好条件を生かした施設活用をするために、えべつ江北まちづくり会は都市と農村の交流拠点施設を平成29年から指定管理事業を運営してまいりました。

基本的には、第1期指定管理を基本として、

①6次産業化の取り組みについて

【成果】

- ・地元の農家及び事業者の商品化に結び付いた4件の商品化が実現に至っています。(豆の加工1件や漬物製造2件、総菜加工1件)
- ・えべつ江北まちづくり会主催の研修会の実施
- ・衛生管理などの研修や実践的な取り組み

【今後の課題と取り組み】

- ・地元生産物を生かした更なる商品化のPRにつきましては、江別市民や高齢者等には広報紙、市内外の皆さんには江別市のホームページ、学生や子育て世代の皆さんには広く情報発信を行ってまいります。
- ・テストキッチンや調理室の衛生管理の充実
- ・市内大学との更なる連携事業の実施
- ・国の認証制度のハザップの取得

以上の改善策を積極的に取り入れて、一件でも多くの商品化を図ってまいります。

②小・中・高・大学、一般、高齢者の食育事業の取り組みについて

【成果】

- ・小学生の食育事業では、市経済部と共に市内小学生のピザを実際に作っての体験事業を定期的に実施するなど多くの皆さんと交流が出来ました。
- ・中学校の食育事業では、市教育部との協力によりスポットケアの授業の中で実際に野菜の種植えや草刈り、収穫体験などを通して植物の成長と管理方法を体験していただきました。植物の成長を通して自立支援に繋がる応援をさせていただきました。
- ・大学生の食育事業につきましては、市内酪農学園大学や教育大学札幌校との協力のもと、稲の田植え体験や草取り体験、保育園との食育、稲刈り体験などを通して実践的な活動となりました。

・一般食育事業については、一般市民の参加による料理料理教室や漬物、豆腐作りなど地元の食材を活用した身近な料理を実施しています。

・高齢者の食育事業では、江別地域包括センターの協力のもと自治会の老人クラブの皆さんと認知症予防の対策と健康をテーマに研修会を実施いたしました。

【課題と対策】

・各食育事業のリピーターも着実に増加してきましたが、アンケート等を活用して改善策を講じて更なる参加者の掘り起こしを図ってまいります。

・課題として、参加はしたいが、交通機関がなく参加が出来ないとの意見が多い。

・低金額で実施し、参加者を増やしてきましたが徐々に参加費を増額する必要性を感じます。

以上の実績を踏まえ、参加しやすいテーマや交通機関等の確保などを検討して集客人員を図ってまいります。

③屋外施設活用や江別型グリーン・ツーリズム研修会、歴史と文化交流事業について

【成果】

・野球場でのシニアクラブによる「えみくる杯」の冠事業をつくり、健康向上事業を兼ねた活動と成ってまいりました。（2年実施）

・江別型グリーン・ツーリズムの研修会につきましては、ピザ窯を活用したイベント的なピザ文化定着に徐々に成果を上げてきています。多目的交流広場に設置しているピザ窯を活用したBBQも利用されてきており、成果が徐々に出てきています。

・歴史と文化交流事業につきましては、縄文土器の作製及び野焼き体験などを通して、江別の焼き物風土のレンガの良さを身をもって体験できることのお話も出てきました。また、令和2年に計画していますこの江北地区歴史である世界銀行の融資を受けた開拓事業の苦労の戦いの伝承事業も今年度の実施を計画しています。

【課題と対策】

・屋外施設活用につきましては、令和4年から少年野球のグラウンドが設置され、多目的広場のドローン飛行等の練習場所との整合性を図る必要があります。また、維持管理等の対策も検討する必要も併せて検討する必要があります。専属の屋外整備の職員（地元高齢者や低所得者、成人引き籠り、障がい者など）も検討してまいります。

・江別型グリーン・ツーリズムの研修会は、ピザ文化の定着も徐々に図られてまいりましたが、更なる集客を図るために、「えみくる」の施設に隣接する圃場の協力をお願いして、再度「ひまわり迷路」を検討をしています。この集客人員は、

平成29年まで実施していました宮崎英治様の圃場でのひまわり迷路と同等の規模になるものと考えています。概ね2,000人～3,000人の集客を予定し夏のイベントとして江別の観光の名所としての計画を持っています。そのことに合わせて、ピザ文化発展の相乗効果を考えています。

④交流事業について

【成果】

・江北ふれあい祭りも令和2年度で第14回のイベントとして、冬の江別市内の事業となり、多くの人達がこの江北地区にきて楽しむイベントとなりました。令和2年2月に実施いたしました、第13回の集客人員は約1,100人を集め実施できました。その事業に、お手伝いを江北地区協議会の地元の美原、篠津、豊栄、八幡の皆さんが約200人の人達が手伝いとして関わって頂いたことは心から有難く感謝に堪えません。

・その外にも、夏のイベント事業のピザ祭りとはまわり迷路やアマチュアバンドの参加する音楽祭など徐々に、夏の地域に定着し地域活性化に繋がる成果を得るものと成ってまいりました。

【課題と対策】

・夏場のイベント事業の時には、街の方々にボランティアの声掛けをして協力体制を他のNPO法人や自治会、市民団体などの協力体制を考えています。

・この地域に人を呼び込むためには、地域がもっと「花いっぱい」であったり、石狩川の右岸の柳の整備など札幌圏や石狩管内、南空知地区などの人達を呼び込むために地域の環境整備を当法人自ら関わってまいります。

以上の活動内容を基本に4年間を通した成果と今後の取り組みをこの指定管理者事業を通して、地域の皆さんと一帯となり、自分たちの生活改善を目標にすることが大切だと思います。また、高齢化社会の中、何時までもこの農村地域に安心して暮らせる様、この事業を取り組んでまいります。

⑤広報活動の取り組み状況

ホームページの積極的な活用とSNSなどの活用を組み合わせた情報発信の取り組みをしてまいります。

【成果】

・現在の情報発信の媒体の活用：ホームページとSNSの活用により拡散的に広がりを見せる広報活動を実施してまいります。

・地元北海道新聞や民間の広報紙まんまる新聞、江別市のえべつコレクション広報江別などの活用も大切な広報媒体です。

【課題と対策】

- ・情報発信の注意点を検証して、責任者を置き、セキュリティ対策を図ります。
- ・個人情報の対策
- ・各関係機関のホームページ等のリンクと依頼
- ・その他

以上の広報媒体を活用して、施設の新規利用開拓を図るとともに、リピーターの確保と効果的な広報活動を行います。また、アンケート調査により、利用者ニーズを把握することも大切な取り組みと考えています。

(2) 利用者サービス向上策について

施設利用者へのサービス向上については、次の基本的考え方に基づき取り組みます。

「えべつ江北まちづくり会」は、ホスピタリティ精神（おもてなしの心）を持って、市民サービスの向上を考え、多様化、複雑化する市民ニーズに対応し、快適かつ居心地の良い施設の提供と優しく利用しやすい施設環境づくりの実現を目指します。

①快適かつ居心地の良い施設の提供

ア、施設を常に清潔に保ち、利用者が気持ちよく利用できるように努めます。

- ・日常点検及び月例打合せにより清掃業務内容を確認します。
- ・イベント開催時などにおけるごみ箱の状況やトイレの汚れを確認し、適宜対応します。日常清掃と特別清掃（ワックス塗布）を実施します。
- ・調理実習室及びテストキッチンにつきましては、安全衛生に特に注意するとともに、定期的に専門的な清掃業者による清掃及び除菌を行い、細菌発生等に十分注視し管理いたします。
- ・湿気が溜まりやすい場所の維持管理については、換気、乾燥に努めるとともに、消毒などの管理簿などを作成し維持管理を徹底します。
- ・ガラスや網戸の清掃に努めます。
- ・駐車場の落ち葉清掃や前庭などの草刈り、樹木剪定など周辺環境整備に努めます。

イ、施設内で活動が快適に出来るよう、各所の温度を確認し、適切な温度管理に努めます。

ウ、施設内の体育室床塗装（ポリウレタン塗布）を行い、床表面の光沢を保つとともに、スポーツ活動時に必要な「すべり」を最適な状態となるよう努めます。

エ、施設内の照明は、適切な明るさを保ちます。

オ、受付においては、接遇のホスピタリティの向上と事務手続きの迅速化、簡略化を心掛けるとともに、施設や行事の案内、来館者の様々な問い合わせに職員が誠意を持って対応することを徹底します。

カ、健康増進法の趣旨に基づき、受動喫煙を防止するため敷地内全面禁煙を徹底します。

キ、施設内のエントランスやラウンジ、受付窓口に花や観葉植物を配置し、利用者の気持が和らぐように施設管理します。

ク、地元の声を取り入れながら、使いやすい環境づくりに努めます。

②優しく利用しやすい施設環境づくり

ア、開放においては、複数のスポーツ種目や各種の事業活動に触れることができる環境を提供します。

- ・体育室では、バスケットやバドミントン、バレーボール、卓球などが出来るよう環境整備に努めます。また、文化活動にも活用できるように開放します。

・スポーツ用具の無料レンタル提供

施設利用者に、気楽にスポーツを楽しむことができるようスポーツ用具を無料レンタル（バドミントンセットや卓球道具、バスケットボール、バレーボールなどの資機材など）を行います。

- ・研修室では、柔軟体操やヨガなどができるように開放します。

- ・屋外施設においては、夏期間は野球やドローン操作研修、フラワーガーデン散策、芝生の上での屋外活動などに活用できるように提供します。

イ、研修室及び調理室においては、広く活用していただくため、親子で楽しむ企画を提供します。

ウ、施設の利便性確保、向上を図るために、次のものを設置し、利用しやすい環境づくりをします。

- ・災害支援型の自動販売機を設置して、災害時の無料提供及びデジタル文字情報を遠隔受信できる情報源として活用します。

エ、情報コーナーの設置

ロビーに当館の予定内容及び他の施設で行う行事予定や利用案内を掲示しています。また、館内ロビーには、大型モニターのサイネージシステムを採用して、リアルタイムに活動内容や事業の案内、江北地域の案内などを流しています。今後においては、他の館の情報もこの設備で放送するよう計画をします。

(3) 施設の効率的運営のための方策について

これまでの運営の中で改善してきた点を踏まえ、常に効率性を念頭に置いた運営に努めます。

特に、調理室及びテストキッチンを利用促進のために、専属の栄養士の国家試験を取得した職員を採用しました。また、えべつ江北まちづくり会のメンバーによる創作料理を実演できる企画を取り入れるとともに、資機材を活用した料理教室を積極的に実施しています。

屋外の維持管理においても、元気な高齢者や地元の人達の協力を要請し実施しています。また、今回の新型コロナウイルス対策には、地元に関わりのある方に手作りの網戸の作製など経費を削減し積極的に対策を講じています。

①地元野菜の料理作りとレシピ作成

ア、テストキッチンを活用した料理指導

- ・料理の指導と共に機材の取り扱い指導を実施します。
- ・地元野菜を活用した料理を研究し、情報提供を図ります。
- ・6次化に向けた加工品作製指導をします。
- ・維持管理や衛生管理を図ります。
- ・施設内のハザップの取得に取り組みます。そのことにより、今後、個人での加工施設を考えている方々のいい見本としての施設提供につながるものと考えています。
- ・加工品製造の具体的なマニュアル作りに取り組みます。

イ、調理室の効率的な運営のために、各種の料理教室を企画実施

- ・健康増進をテーマにインストラクターを用いた専門的な料理教室を実施します。また、昔懐かしい手軽にできる味噌作りや豆腐作りなどを取り入れながら、料理に親しみながらこの施設に関わることを企画し利用してもらいます。
- ・市内小学生や中学生、高校生、大学生、一般、高齢者、障がい者の皆さんが気楽にできる料理の企画を取り入れて利用促進を図ってまいります。

ウ、江北の新鮮野菜を活用した、レシピの作成とし、SNSを活用する情報発信に努めてまいります。

②施設の柔軟な利用方法と活用

ア、研修室

- ・市民学習参加の発表の場として開放します。(団体サークル活動や地域の高齢者クラブ、移動図書館コーナーなど)
- ・気楽に取り組める体力づくりとなるような活用を図ります。(ヨガやフィットネスの軽スポーツなど)
- ・地域の集会所の機能を持つ施設として有効利用を図ります。
- ・憩いの場所として、茶話会やマージャン教室、カラオケ、囲碁、将棋、編み

物教室などいつでも気楽にできるサークル活動の場所の提供を柔軟に対応いたします。

イ、ホール関係

- ・交流拠点施設の出入り口付近は、イベントや特別な開催物が出来るよう有効活用を図ります。

- ・テストキッチンなどで、出来た加工品の試食や試験販売、展示説明などを積極的に実施できるふれあいの場所となるよう活用します。

- ・テストキッチンで製造した加工食品をテスト販売し、商品の状況などのアンケート調査ができる場所となるよう活用します。

- ・各種の江別特産物を展示して、各地域の情報発信場所に努めます。

- ・屋外空間との連動を図り、各種のイベントの開催を定期的 to 実施します。

オ、施設の有効活用について

ウ、体育室関係

スポーツ、レクリエーション交流のゾーンの体育室などを活用する方法で、都市と農村の拠点施設を有効活用します。

- ・利用団体の規模により、活動スペースをネットなどで区切り機能的に活動しやすくより多くのサークルが効率的に利用できるよう調整します。

- ・パークゴルフなど、屋外で活動している利用者のために冬期間の利用が出来るよう体育室を開放します。

- ・就学前の親子を対象にした遊べる施設開放のイベントを企画し、多くの皆さんが自由に遊べる場所として開放します。

エ、屋外施設関係

- ・南側の野球場等は、スポーツ、レクリエーション交流ゾーンとして活用します。

- ・屋外のスポーツの利用度を上げるために、快適に活動が出来る様な芝生の管理などの設備整備に努めます。

- ・冬期間の交流施設として、歩くスキーや雪中サッカーなどの利用が出来る様スノーモビルなどを活用し整備を図り、四季折々のスポーツが出来る様努めます。

- ・交流広場においては、一年を通しバーベキュー（ＢＢＱ）が出来る様、活用するとともに、ピザ窯を活用するピザづくりなどの施設活用を図ります。

- ・多目的広場の活用に際しては、令和３年度から少年野球場の整備事業が入りますことから、令和４年度の運用開始に向けて体制構築するとともに整備方法の調整を実施します。

- ・既存の樹林ゾーンの活用

敷地外周及び敷地内の既存樹林地は、景観形成、環境保全の観点から他の土

地利用を阻害しない範囲で保存します。また、景観上必要な部分にはガーデニングの施設整備を施し、散策路の景観づくりに努力します。また、ガーデニング内でのイベントを実施企画を計画し、SNS 等での積極的な情報発信により札幌圏及び道央圏からの散策人口を増やす計画立案に努力します。

3. 施設の安定運営

(1) 施設の維持管理計画について

①施設の維持管理、衛生管理の考え方

施設の利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うに当たり最も基本的なことであります。

利用者が施設内で安全に活動できるように、事故などを未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保してまいります。

また、衛生的な環境を確保するためには、日常的に実施する清掃業務が基本と成ります。更には、施設や設備を長期的に安定的に使用するためには、予防保全を基本とした維持管理が必要です。「安全」「清潔」を保ち良好な施設運営を図ります。

そのためには、次の施設の定期管理業務を充実させてまいります。

ア、日常業務

(施設関係)

- (ア) 開館、閉館時などの環境整備
- (イ) 利用者にマナー指導などのために定期的な館内巡回
- (ウ) 使用状況や日計表の作成事務
- (エ) 利用項目に合わせた用意段取りの調整
- (オ) 室内の温度管理と空調管理
- (カ) その他

イ、月次業務

- (ア) 各室利用者数及び活動種目状況などの統計作成、報告事務
- (イ) 翌月分利用予定表の作成事務
- (ウ) 占有使用申請受付
- (エ) 使用料の集計事務
- (オ) 来館者の緊急応急対策として、定期的に救急処置及び防犯対策訓練の実施

(カ) その他

ウ、その他の業務

- (ア) 予算、決算、執行状況などの把握
- (イ) 事業管理運営経費の支払い事務
- (ウ) 関係機関との連絡調整

- (エ) 人事管理、衛生安全管理事務
- (オ) 各種研修会への参加
- (カ) 環境に配慮したエコ商品を積極的に使用
- (キ) その他

②修繕計画の考え方

施設の長寿命化を図るためには、適切な維持管理を行うとともに、計画的に補修工事を行うことが不可欠であります。

施設の維持管理を行う中で日常点検を実施して、その結果を分析するとともに修繕の必要性や実施方法、コスト等十分検討し今後の修繕計画を市と連携して策定してまいります。

ア、修繕業務

施設の各種法定検査及び整備、点検を実施します。また、施設の破損や故障が発生する前に、維持が出来る様に予防保全対策を図ります。更には、施設の破損や事故が発生した場合には、利用者に危険が及ばないように速やかに応急措置を行い被害拡大防止に努めます。

(ア) 都市と農村の交流拠点施設の修理実施

3万円未満の修繕については、施設管理責任者の判断のもと速やかに修理を行います。

(イ) 市所管部署の修理実施

3万円以上の修繕にあつては、必要性や実施方法などについて関係者の専門業者などの指導を受け、市所管部署に提案、調整いたします。

(2) 職員体制・研修計画について

①施設管理の職員体制

ア、職員体制（全職員）

(ア) 職員は、積極的に江別市民を雇用を行い、地域住民で支える組織及び施設づくりを行います。

(イ) 職員の構成は次によるものとします。

- ・センター長 1 名
- ・副センター長 1 名
- ・業務職員 1 名
- ・その他臨時職員 5 名（必要において雇用）

※場合によっては、外部委託も検討をします

②研修計画

施設の利用が快適に安心して出来るように、指定管理者の職員として求め

られる職務能力向上や意識改革向上を図るために各種の研修会などを積極的に実施します。

ア、OJT職場内研修の実施

職場内で、計画的に打合せを通して実施してまいります。

イ、財務研修

法人会計基準をはじめ労働基準法や税務等に関する法令についての研修を実施し実務能力の向上に努めます。

ウ、救急法の講習会（AED取り扱い含む）

施設利用者の応急手当、ケガなどの対応力を習得及びAEDを躊躇なく使用出来るようにいたします。

エ、防火管理体制と防災体制の充実に努めます。

火災発生時の対応に必要な知識習得と防災対策も併せて知識習得に努めます。

オ、テストキッチンの資機材取り扱い研修の実施

テストキッチンの資機材の取り扱い研修及び施設の衛生、安全管理講習を行い利用者の利便性を高めます。

(3) 利用者の安全確保の方策について（災害・利用者の事故・利用者トラブル等）

施設利用者への安全確保などについては、次の方策により対応します。また、緊急対策体制及び安全マニュアルを作成し、職員の意識向上と利用者の安全対策を図ります。

特に、防火体制の徹底を図るためには、常日頃からだれが何をしなければならぬかを明確し、何時緊急事態が発生しても即座に対応できるよう準備しています。また、防火管理者を定め、消防計画を作成し、消火、通報、避難、応急手当などの訓練、消防設備の点検などの業務を定めて定期的に訓練を実施いたします。

①安全管理について

ア、施設内の各種検査、整備点検について法令を遵守し、施設の破損故障などの予防保全を行います。

イ、事故防止を図るため、万が一にも事故が発生した場合を想定して、常日頃の打合せと対処のしかたを話し合い、被害を最小限にとどめるリスクマネジメント体制の強化を図っています。その実地訓練を大きなイベントを通して想定し実施しています。

ウ、市内の防災施設として、的確な機能を発揮するために適切な管理運営を

行います。

エ、施設の利用状況をはじめとし、各種器具や施設の状況を点検するために、毎日3回（午前、午後、夜間）以上の定期施設巡回を随時実施いたします。

②災害、事故などの危機対策

ア、傷病者などの事故発生時の対応

傷病者などの事故発生時には、速やかに応急処置を行うとともに、救急車を要請します。また、市所管部署に報告を行います。

イ、災害発生時の対応

災害発生時は、速やかに利用者の避難誘導を行い、関係機関との連絡連携を図ります。また、災害終息後は、設備点検を直ちに行うとともに、市所管部署に口頭報告し、後日文章にて詳細報告を行います。

併せて、江北自衛消防隊との協力体制を密にして、被害軽減に努めます。

ウ、台風（強風）などの接近時の対応

気象状況を把握し、建物及び設備の点検を行うとともに、施設利用の是非の判断など関係機関との連携を図りながら適切に対応します。また、台風（強風）通過後は施設点検を行うとともに、市所管部署へ報告を行います。

エ、大規模災害時は無料提供の自動販売機を設置し、飲料水確保に努めます。

オ、「江別市避難所マップ」「江別市洪水ハザードマップ」の掲示を行います。

施設利用者が、日頃から防災意識の高揚を図るために、施設内のわかりやすい場所に掲示いたします。

カ、防災意識の高揚の取り組み

江別市などが開催する地域防災力向上の取り組みに協力するとともに、江北自衛消防隊（特別隊員として職員登録済み）との協力体制を密にして、江北地域の防災力向上に努めています。

特別隊員の登録をして、地域への貢献を図りながら、施設の利用を含め体制強化を図っています。

（ア）夏の台風や冬期間の雪害等の協力体制を構築しています。

（イ）4年間に一度の自衛消防組織と地域の皆さんと避難所運営訓練を実施しています。その時には、北翔大学の千里教授の指導のもと避難場所での行動訓練を実施（平成30年9月実施）しています。

（ウ）自衛消防隊の特別隊員として、春と秋、歳末の全道火災予防運動期間中には、センター内の施設点検はもとより、地域の火災予防広報活動も地域貢献として実施しています。

キ、緊急時に備え、事前に資機材の保存及び整備をしています。

医療品やAED、緊急資機材の整備を市総務部と連携して計画的に確保、備蓄を図っています。

(ア) 常設用資機材

- ・避難誘導資機材：懐中電灯、メガホン、ヘルメット、ホイッスルなど
- ・災害対策用資機材：スコップ、ロープ、台車、ブルーシート、カップなど
- ・緊急用資機材：救急箱、担架、AED、毛布、タオル、マスク、給水パック、ゴム手袋、細菌防護服、消毒液などの新型コロナ過対策用資機材など

・緊急時の食糧調達方法など現在検討、調整中です。(江北地域の農家の皆さんの協力要請にもスムーズに対処できるよう顔の見える関係づくりに努めています。

③賠償責任保険などの加入

ア、施設利用者の場合

・施設所有者（管理者）賠償責任保険などに加入し、施設（付属設備を含む）の欠陥や施設の指導員による指導が起因で、施設利用者の生命や身体を死傷、財物を滅失または破損した場合に円滑な補償をします。

【賠償責任保険（免責なし）】

- ・身体賠償：1億円、1事故3億円
- ・財物賠償：1事故1億円

【イベント保険等災害補償保険】

- ・死亡：200万円、後遺障害：200万円、入院日額2,500円

イ、職員の場合

業務上の事故が発生し、管理責任がある場合に円滑な補償などを行うために加入します。

- ・最高額：5,000万円

④利用者の苦情などの対応

施設利用者からの苦情の多くは、施設側の気配り欠如に対する感想や意見が多くを占めています。

課題や問題を見つけ出し、早期にコミュニケーションや適切な対処をすることによって防ぐことができると考えています。

特に、指定管理者側の対応の不誠実と指摘されてることが多いのが現状です。この苦情の処理にあっては、発生時の対応を早くし、本人または家族の心情などをくみ取るような情報収集等に誠心誠意努めます。

また、職員間で苦情内容を共有し、統一した対応により再発防止に努めることを心掛けます。

(4) 管理業務の評価・改善方策について

①PDCAマネジメントサイクルを活用した継続的な業務の見直し

施設の管理運営において、PDCAマネジメントサイクルを活用して、安定した質の高いサービスの提供を図ります。

P：【計画（プラン）】

- ・施設の運営計画を作成します。
- ・各種の事業計画を作成します。
- ・施設の設備維持管理計画を作成します。
- ・収支計画を作成します。

D：【実行（ドウ）】

- ・各計画に基づき、施設の管理運営を行うとともに、事業を実施します。

C：【検証（チェック）】

- ・各業務が当初の計画通りに達成されたか検証を行います。
- ・利用者、教室受講者などのアンケートから意見や要望を分析します。
- ・財務状況を毎月分析します。

A：【改善（アクション）】

- ・評価結果に基づき計画の見直しを行います。
- ・食育、農業体験など受講者の評価を踏まえ事業計画を柔軟に改善してまいります。
- ・各種業務を見直しを図り遂行してまいります。

(5) 自主事業について

施設運営のためには、地元の協力を得ながら実施することが大切です。自分達の基本となる考え方は、農村地域の活性化と地産地消の大きな目的があり、如何にして農業に囲まれた環境の中から普段の生活を通してまちづくりが出来るかを常に考えています。先ずはこの施設を広く認知してもらうために、農村地域の自然環境を活かした各種のイベントを開催します。

①夏の交流事業として【第3回ピザ祭りとはまわり迷路】

この江別は、小麦の品種の「はるゆたか」生産地であります。地元生産者と製粉工場（江別製粉）、製品工場（菊水ラーメン）との協力体制をもって、小麦文化を定着させた歴史のある地域です。

私たちは、その小麦を活用したピザを通して、この施設にピザ窯を設置してレンガの街江別を標榜しつつ、広くピザ文化（酪農学園大学名誉教授、北翔大学短期大学部名誉教授などの協力）を全国に発信する活動を進めています。このピザ文化を推進することにより、気楽にこの施設が活用され、人が集まる機会が出来ることにより地域散策を通した江別型グリーン・ツーリズムの発信

計画も着々と進んでいます。

この計画に加えて、令和3年にはひまわり迷路を再度実現するため、この施設に隣接する農家をお願いして江別の夏のイベントになるよう計画を進めています。このひまわり迷路の実績は、平成29年度まで美原地区の宮崎英治さんの圃場を活用し実施した経緯があります。

その実績を踏まえ、この地域に多くの人呼び寄せることの一役を果たし得ることを目標に実施いたします。

②冬の交流事業として【第15回江北ふれあい祭り】

この事業は、平成19年度の当初は地元北光小学校の校庭を活用し、地元の三世代の交流を基本に実施いたしました。農家の生活を通した冬の交流事業として徐々に定着してまいりました。このイベントに地元ばかりではなく、江別市街地の皆さんのほかにも、石狩管内、札幌圏や道央圏の人達も参加して来て頂いております。昨年の集客人数は、1,100人の人達が来場していただきました。事業内容も、拡大するとともに、地元の江北地区協議会の協力や地元高齢者クラブ、地元企業など200名以上の協力のもと手作りのイベントとして発展しています。このイベントの運営も、地元の活性化と地産地消に合わせ、多くの皆さんの協力と人と人の「ふれあい」の中、運営を進めてまいりたいと考えています。

③その他、BBQ事業

この事業は、この江別の野菜にもっと付加価値をつけるために、地産地消を融合した自然あふれる施設活用と情報発信に努力します。

このBBQ実施の際には、

- ・地元野菜の販売（朝どり新鮮野菜）
- ・加工品の販売
- ・地元生産のえぞ但馬牛の販売
- ・乳製品販売
- ・江別の加工品販売
- ・その他

など江別のPR事業も併せて実施する計画で調整しています。

4. 施設管理経費の縮減

(1) 収支計画の積算根拠と適正な経費算出について

収支計画の積算にあつては、最小限の利用者負担をお願いし、地域のコミュニティの場所を尊重した施設として、効果的・効率的な管理運営を行います。

①収入計画

ア、受講料については、活動に際して最低限の講習料として徴収し、参加者に負担とならない料金として実施します。

イ、自動販売機の設置を図り、事業などの経費に充て利用者サービス向上を図ります。

ウ、その他

②支出計画

ア、人件費については、適正な管理運営確保するために必要な職員配置を致します。

イ、賃金単価については、公共施設を管理する団体として、厚生労働省が定める最低賃金を遵守し賃金単価を設定いたします。

ウ、委託費については、物件費などの価格動向を考慮し、適正価格により積算いたします。

③適正な会計処理

ア、江別市の会計規則に準じた会計処理及び法人運営会計処理を合わせて適正に遂行します。

イ、センター長を会計責任者に、副センター長を出納員に任命し、施設利用料金、日計表の整合性について確認を行います。

ウ、現金の取り扱いは、安全管理対策のため、2名体制で行い、副センター長を出納員として金庫の管理を行います。

エ、会計事務所による指導及び相談は、委託契約を締結して行います。また、決算時には「えべつ江北まちづくり会」の監事2名による監査を受けるとともに、所管部署に報告を致します。

(2) 管理経費縮減のための創意・工夫について

施設の管理経費のため、次の対応を実施してまいります。

①光熱水費

電気料については、節電に努めるとともに利用者に対して協力を求めてまいります。また、水道及び暖房についても併せて節約に協力を求めてまいります。

②消耗品費

職員一同協力体制を保ち、節約に努めます。

③印刷製本費

施設のパンフレットやチラシ、施設内の表示などのデザインは極力職員が行います。

④燃料費

市内業者による発注に心がけ、最低金額にて契約を行います。また、室内暖房についても概ね20℃を目安に保ってまいります。

⑤委託費

極力自前で館内清掃及び屋外清掃などの業務を進めてまいります。しかし、高所及び専門的知識が必要なものは、随時、外部委託も検討してまいります。

(3) 類似施設等の管理運営実績について

現在、江別市都市と農村の交流センターに勤務する職員を継続して雇用する計画でいます。施設運営や来館者に対する接遇については十分なノウハウを蓄積しています。また、地域の交流や人間関係の実績があり、さらなる充実強化を図ることが出来るものと考えております。

更には、都市と農村の交流拠点施設の運用に際しては、地域との一体を心掛ける必要がありますことから、江北地区（篠津、美原、八幡、豊栄）の江北地区協議会のみなさんと今後も協力体制を構築するとともに、継続的に「北まちづくり会」の繋がりを大切にし、顔の見える関係づくりを図ってまいります。

今後においても化に向けて、施設利用度を向上させるよう施設運営に心機一転努力してまいります。

(4) 第三者委託予定業務について

施設は、地域利用型施設として、利用者に安全で快適に利用して頂くため、法定点検をはじめ各種検査などに万全を期してまいります。なお、次の法定点検などに関わる事項については、第三者へ業務委託といたします。

①法的に必要な定期点検事項について最小限の範囲で委託します。

ア、自家用電気工作物法定点検

自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安管理を年12回実施いたします。

イ、消防設備保守点検

消防法に基づく保守点検を、機器点検と総合点検に分けてそれぞれ年1回実施します。

ウ、防火対象物点検

消防法に基づく防火対象物の点検を年1回実施いたします。

エ、機械警備

警備業法及び警備業法規則に基づき、警備業務用機械装置により警備を実施します。また、保守点検につきましては、年12回実施いたします。

オ、法令に定められたボイラーの点検を年1回実施いたします

②自主点検については、職員がこまめに実施いたします。

ア、施設内監視、巡回、安全管理、温度管理を随時実施します。

イ、駐車場、外構の巡回、安全管理を随時実施いたします。

ウ、消耗品の点検、交換を随時実施いたします。

エ、備品の保守、メンテナンス、管理を随時実施いたします。

オ、館内及び館外の清掃を随時実施いたします。

カ、駐車場及び外構の草刈りについては、周囲の環境に配慮するとともに常に気持ちの良い環境整備に努めます。

キ、冬期間については、駐車場の除雪を実施し、利用者に不便を与えないように努めます。

(5) 地域企業の活性化対策について

施設の安定的な管理運営を実施するために、今後も地域企業の活用を図ってまいります。

①地域企業からの物品購入や受注機会の拡大に努めてまいります。

事務用品などの購入、施設修繕及び委託業務などにおいては、いずれも市内企業を積極的に活用いたします。なお、施設修繕及び委託業務については、市の指名業者名簿を準用してまいります。

②地域企業と一体となった事業の展開してまいります。

各事業の開催にあたっては、地域企業の出店や協賛品提供、広告の申し出などの協力を積極的に受け入れ、地域一体となった事業展開を致します。

5. その他

(1) 利用者満足度や要望等の把握・反映と苦情対策について

利用者の満足度を向上させるためには、常日頃より利用者含め来館者に対する接遇を笑顔で出来るよう努めています。その中で、直ぐに直さねければなら事と時間と経費の伴うものを考えあわせ実践しています。先ずは、声掛けに努めていますとともに、朝のミーティングなどで打合せを図りつつ対応に努めています。

①利用者満足度や要望等の把握・反映について

指定管理期間中にアンケート調査等を行ってまいります。調査結果を常に参考にしながら、PDCAサイクルにより、「市民の声を生かした施設運営」「市民の声を生かした施設運営」となるよう努力しています。併せて、職員の接客の意識向上のため、朝のミーティングなどを通して打ち合わせを行っています。

②苦情対応について

苦情対応につきましては、お客様の声ボックスを設け、常に風通しの良い環境整備に努めます。また、質問や疑問などの回答を文章で掲示して、利用する他の利用客にも誠意をもって公表しております。内容については、投書内容も併せて掲示するとともに、回答を添えて公表しています。

(2) 地域における雇用創出や地域活性化の貢献について

・地域における雇用創出の取り組みとして

①職員雇用：ハローワークを有効に活用するとともに、市内シルバー人材センターや地元住民など必要に応じて選択し雇用を図ってまいります。また、元気の良い高齢者や低所得者、障がい者など雇用範囲を拡大し、適材適所に合う職員を柔軟に雇用してまいります。

・状況に合わせた雇用体制を構築し、時間や仕事の内容などを考えあわせ検討してまいります。

・雇用創出として、維持管理部門に高齢者や低所得者、障がい者、成人引き籠りなどの職員雇用が出来ないか検討してまいります。

②地域活性化の取り組みとして、

江別の都市と農村交流をテーマに、江北地区を含めた地域活性化の一役を果たすために、地域活性化と地産地消の課題を考えてまいりますとともに、実践的な事業として構築してまいります。

ア、施設の管理運営にあたっては、江別市、江別商工会議所、江別青年会議所、江別観光協会、企業、食品メーカー、飲食店協会、などの多種多様な関

係者と連携・協働により活動を進めてまいります。

イ、情報発信を通じた事業展開

ホームページや SNS などを通して、全国に情報発信を繰り返して、取り組みや活動内容を発信します。

ウ、積極的な事業展開

既存、新規事業の積極的なに取り入れるとともに、共同体制を構築し地域一体となった事業展開を図り経済に寄与してまいります。

・既存の事業として

江北ふれあい祭りやピザ祭りなどの自主事業に付加価値を図るとともに新たな取り組み内容を付加することにより、更なる拡大と PR 効果を得てまいります。

・新規事業として

①学童保育事業

【効果】

- ・放課後や土曜日、日曜日の安全・安心に繋がる。
- ・団体生活を体験できる。
- ・親も安心して農作業に従事できる。

年間カリキュラムの中に、農村地域の自然を生かした体験型の活動を入れることによって「ふる里の大切さ」を感じるよう、当 NPO 法人の人脈を生かして計画を立てます。

②農福連携事業

【効果】

- ・農業における労働者不足の解消
- ・高齢者や低所得者、障がい者、成人引き籠りなどの雇用に結びつく

以上の協力体制を積極的に実施することにより、生き甲斐や生活に対する前向きな体制構築を図ることによる農村地域の活性化に結びつくものと思います。

(3) 環境への配慮について

江別市が取り組んでおります環境マネジメントシステムを採用し、環境への配慮に努めます。

①事務処理関係

- ・文章の印刷につきましては、再生紙の活用と両面印刷など
- ・インク使用につきましては、再生インクを利用します。

- ・パソコンの使用後は、電源を必ずオフにして対応します。
- ・事務処理後、休憩時などは、室内消灯しています。

②市民貸し出し施設

- ・テストキッチンや調理室は、使用していないときには消灯はもちろんエアコン等の電気をオフにして管理します。また、季節によるカビ発生などの恐れのある時は随時使用を行います。
- ・体育室や研修室などは、節電をこまめに実施いたします。

(4) 地域との協働や連携に関する計画について

都市と農村の交流拠点施設を起点としたネットワークづくりのため、徐々に具体的な動きと成ってまいりました。

①江北地区協議会との意思疎通について

・地域の交通機関を確保したことで、地域の高齢者や障がい者などの買い物や通院の足の確保は保障されました。運営実施から約1年以上経過し、地域の信頼を得たところです。

②各市内事業者との協力体制について

江北ふれあい祭りのイベントを通して、多くの事業者から寄付を得ることができ、徐々に企業におけるNPO法人の信頼関係が構築できてまいりました。

③行政との協力体制

所管経済部は基より、デマンド型交通の運用による企画部、生涯学習の協力や事業運営やスポットケアによる事業協力など教育部との関係構築も徐々に図られてまいりました。更には、令和3年から実施予定の学童保育などを通して健康福祉部などとの信頼関係構築に努めます。

④市民協働の協力体制

江別協働ネットワーク「あい」を通じた民間組織団体や公民館運営の公社、スポーツ運営団体の江別スポーツ財団などとの交流も積極的に実施しております。

⑤その他

以上の各団体と4年間の指定管理者運営機関に、多くの団体との信頼関係を構築してまいりました。この実績を踏まえ、一概にネットワークの構築を図ろうと呼びかけても簡単に出来るものではないことを強く感じました。

今後においても、焦ることなく実績を重ねて地道に進むことによる成果が出ることを確信しています。

(5) 社会的貢献活動に関する計画について

この社会貢献活動につきましても、多くの組織や人脈を得て、活動を地道に進めることが肝要と思います。交通安全啓発や環境美化活動、子供の安全確保、募金活動を実施してまいりましたが、もっと具体的に実践的な取り組みを通して社会貢献に繋げていけますよう努力いたします。

【具体的・実戦的】には、

- ・付随する保育園との協力体制がスムーズに行くよう調整してまいります。
 - ・江北地区協議会との協力体制の更なる協力体制を構築してまいります。
 - ・江北自衛消防隊の特別隊員として、火災予防広報及び火災予防啓発ののぼり掲示活動をしてまいります。
 - ・江北自衛消防隊の特別隊員として、区域内火災時の出動や強風時や台風、冬期間の雪害時の一時避難所の開設など地区住民が安心、安全の施設として拠り所のある施設運営に努めてまいります。
 - ・江別警察署と協力して、災害時はもとより平素から顔の見える関係を構築しています。その一環として、毎日、交通安全のぼりの掲示や保育園の子供たちに交通安全一声運動を実施しています。
 - ・周囲の環境整備につきましては、地域住民の協力（美原地区及び篠津地区）及び保育園、北光小学校と共に地域美化運動（花いっぱい運動）の取り組みを積極的に実施しております。
 - ・地域貢献事業として、都市と農村の交流センターの前の14号道路の沿線2km近くを「ひまわり」及び「コスモス」などの植栽活動を実施しています。
- また、15号道路の新えべつ土地改良用地の用水路沿線公園花壇花いっぱい運動にも取り組んでいます。
- ・周囲の草刈りとごみ拾いも併せて実施しています。
 - ・農福連携事業として

現在、高齢者などの買い物難民救済事業として、江北地域、江別太地区の新鮮野菜を軽トラックに積載し、野幌8丁目のアサンテ前、大麻銀座商店街、見晴台自治会館前で定期的に実施しています。地域の自治会との協働の取り組みを通して地域間協働の街づくりを実施しています。併せて、地産地消の活動と町と村との交流事業を実践的に実施しております。

- ・地域の子供達育成事業として、学童保育の開設を令和3年に向けて実施します。

この事業は、地域活性化の一環としての地元農家の子育て世代を応援するためと地元北光小学校生徒の増員を目的として実施するものです。

事業計画書

(令和3年度～6年度)

管理業務	内 容 ・ 方 針	実施方法（時期・回数）
施設の運営及び維持管理に関すること	・館内監視、巡回、安全管理、温度管理 ・駐車場、外構の巡視、安全管理、 ・備品の保守、メンテナンス、管理 ・消耗品費の点検、交換、補充 ・館内の清掃（体育室及び研修室などワックス掛け年一回） ・館外の清掃 ・駐車場及び外構、グラウンド、白樺林などの草刈り ・駐車場の除雪（市と同条件にて実施） ・玄関、非常口などの除雪 ・自家用電気工作物法定点検 ・消防設備法定総合点検、機能点検 ・防火対象物点検 ・機械警備 ・ボイラー点検 ・暖房燃料の残量管理 ・ホームページ及びフェースブックの更新作業 ・館内情報発信モニター（サイレージ）更新 ・研修室及びテストキッチン、体育室の許可などの業務に関する業務	随時（朝・昼・夜） 随時 随時 随時 随時 随時 6月～10月 12月～3月 降雪時随時 年12回実施 年1回実施 年1回実施 年12回実施 年1回実施 随時 随時 随時 随時
施設の使用許可等に関すること	・利用料金の徴収、減免等の利用料金に関する業務 ・利用者の統計記録に関する業務	随時 月次（毎月末）
職員の研修及び訓練に関すること	・OJT職場内研修 ・財務研修 ・救急法講習（AED）市調整 ・防火・防災に関する訓練 ・テストキッチンの資機材研修	随時 随時 随時 年2回実施 随時

施設活用 事業の取 り組み		
6次産業 化の取 り組み	・座学研修会 【加工品の衛生管理と営業許可について】 【HACCP：ハサップ】 【食品表示及び栄養成分表示】 【生産物責任賠償保険：PL保険】	年3回実施
小学校食 育事業	・味噌作り、豆腐作り、鯨漬、漬物講習会 ・ピザ窯活用事業（市経済部調整） ・学童保育食育事業	定期的実施 数回 数回
中学校食 育事業	・教育部との取り組み事業（スポットケア事業） 植ええや草取り、収穫など（少年野球場建設に伴い 縮小しながら実施）	年3回実施
高校生食 育事業	市内高校生対象に実施	年2回実施
大学食育 事業	・市内大学及び近隣大学の食育事業 （酪農学園大学及び札幌教育大学など） 田植え及び草刈り、稲刈り体験など	年3回実施
一般食育 事業	・料理教室を通して、地産地消の普及に努める事業 ・男性の食育事業の推進事業（ハンバーグなど） ・小麦の普及事業の推進事業（パン作りなど） ・季節の食育事業（十五夜や冬至、ひな祭りなどの料理作りなど）	数回 数回 数回 数回
健康向上 教室	60歳以上の及び一般を対象に「健康はつらつ教室」 江別包括センター職員の協力により実施 ・ストレッチ教室やヨガ教室を含め食育も交えて実施 ・精神の安定のために、自然の中での瞑想教室	2回実施
江別グリ	江別にピザ文化を構築するために、地元レンガを活	年1回実施

ーン・ツ ーリズム 研修	用したピザ窯の活用を図ります。また、小麦の里を標榜する江別市としては、地産地消の新鮮野菜、乳製品などを活用して江別の食をPRすることを実践的に事業とするものです。 ・企画の協力にあつては、江別川づくりの会や江別観光協会などの協力を仰ぎ実施します。	
歴史と文 化交流の 取り組み 事業	・江別の特産品である焼物（レンガや器など）を活用した事業として、野焼き体験型事業の取り組みを実施いたします。 ・郷土資料館や江別式土器の会などに協力を得て実施いたします。 ・その他、江北地域の歴史の伝承として、地元の古老を積極的にお願ひして、明治の開拓や泥炭開発、旧江北中学校の歴史の語り部事業を行います。	年1回実施
屋外施設 活用取組 み	・令和4年からは、新少年野球場の整備や付随する周辺整備に努めてまいります。併せて、白樺林の活用を図り、周囲に山野草を植栽し、自然の中の憩いのあるガーディニング造りに取り組みます。	随時
自主事業 に関する 事業	・夏のイベント事業 第4・5・6・7回ピザ祭りとはまわり迷路 地域活性化対策及び地産地消PR事業 ・冬のイベント事業 第15・16・17・18回の江北ふれあい祭り 地域の活性化対策及び地産地消PR事業。	年1回7月予定 年1回2月予定

特定管理期間中の特定年度に別の管理業務が発生する等、必要な場合は年度を分けて作成してください。

収 支 計 画 書 (令和3年度)

【仕様書に基づく管理運営費】

(単位：千円)

費目		内訳（金額）	摘要
収入	受講料	① 6次産業化の取り組み ② 小・中・高・大・一般食育事業 ③ 高齢者食育事業 ・ 受講料 ④ 健康向上教室 ⑤ 江別型グリーン・ツーリズム研修事業 ⑦ 歴と文化交流事業 ⑧ 屋外施設活用事業 550	
収入計（A）		550	
支出	人件費	給料手当 センター長 198×12 か月 2,376 副センター長 168×12 ヶ月 2,016 職員 1 名 161×12 ヶ月 1,932 (6,324) 短時間労働職員 5 名 (3,732) 地域協力者謝礼金 100 (100) (10,156)	
	事業費	・ 講師謝礼 ・ 原材料 ・ その他 800	
	事務費 管理費	（需用費） 消耗品費 500 燃料費 1,000 修繕費 300 光熱水費 2,500 (4,300)	

		(役務費)	
		障害保険料	200
		通信運搬費	300
			(500)
		(委託費)	
		業務委託費	
		・機械警備、消防設備、夜間受付、調理室清掃等	3,200
			(3,200)
		(使用料及び賃借料)	
		賃借料	300
		支払手数料	300
			(600)
		(その他)	
		活動謝礼	40
		雑費	100
			(140)
		通勤手当	300
		法定福利費	1,400
		(社保・労保・雇用・労災)	
		租税公課	1,100
		福利厚生費	90
			(2,890)
	支出計 (B)		22,586
	指定管理料予定額 (C)		22,036
	税抜きか価格		20,033
	(C)の110分の100に相当する金額		

(令和 3 年度)

【自主事業費】

(単位：千円)

費目		内訳 (金額)	摘要
収入		(自主事業名や事業内容を記載すること)	
	①江北ふれあい祭り	寄付・加工品販売・野菜販売など 300	
	②ピザ祭り&ひまわり 迷路	加工品販売・野菜販売など 200	
	③自販機	飲料水販売 100	
	④雑収入	B B Q 20	
収入計 (D)		620	
支出	①江北ふれあい祭り	印刷・看板代・原材料・雑費 300	
	②ピザ祭り&ひまわり 迷路	印刷・看板・謝礼・原材料・雑費 200	
	③自販機	行政財産使用料など 100	
	④B B Q	炭代・消耗品費 20	
支出計 (E)		620	
自主事業収益 (D) - (E)		0	

収 支 計 画 書 (令和4年度)

【仕様書に基づく管理運営費】

(單位：千円)

費目		内訳（金額）	摘要
収入	受講料	① 6次産業化の取り組み ② 小・中・高・大・一般食育事業 ③ 高齢者食育事業 ・受講料 ④ 健康向上教室 ⑤ 江別型グリーン・ツーリズム研修事業 ⑦ 歴と文化交流事業 ⑧ 屋外施設活用事業 550	
収入計（A）		550	
支出	人件費	給料手当	
		センター長 198×12 か月	2,376
		副センター長 168×12 ヶ月	2,016
		職員 1 名 161×12 ヶ月	1,932
		(6,324)	
		短時間労働職員 5 名	
		(4,248)	
		地域協力者謝礼金	100
		(100)	
		(10,672)	
	事業費	・講師謝礼 ・原材料 ・その他 800	
	事務費 管理費	（需用費） 消耗品費 500 燃料費 1,000 修繕費 300 光熱水費 2,500 (4,300)	

		(役務費)	
		障害保険料	200
		通信運搬費	300
			(500)
		(委託費)	
		業務委託費	
		・機械警備、消防設備、夜間受付、調理室清掃等	3,200
			(3,200)
		(使用料及び賃借料)	
		賃借料	300
		支払手数料	300
			(600)
		(その他)	
		活動謝礼	40
		雑費	100
			(140)
		通勤手当	300
		法定福利費	1,400
		(社保・労保・雇用・労災)	
		租税公課	1,100
		福利厚生費	90
			(2,890)
	支出計 (B)		23,102
	指定管理料予定額 (C)		22,552
	税抜きか価格		20,502
	(C)の110分の100に 相当する金額		

(令和 4 年度)

【自主事業費】

(単位：千円)

費目		内訳 (金額)	摘要
収入	①江北ふれあい祭り	(自主事業名や事業内容を記載すること) 寄付・加工品販売・野菜販売など 300	
	②ピザ祭り&ひまわり 迷路	加工品販売・野菜販売など 200	
	③自販機	飲料水販売 100	
	④雑収入	B B Q 20	
収入計 (D)		620	
支出	①江北ふれあい祭り	印刷・看板代・原材料・雑費 300	
	②ピザ祭り&ひまわり 迷路	印刷・看板・謝礼・原材料・雑費 200	
	③自販機	行政財産使用料など 100	
	④B B Q	炭代・消耗品費 20	
支出計 (E)		620	
自主事業収益 (D) - (E)		0	

収 支 計 画 書 (令和5年度)

【仕様書に基づく管理運営費】

(単位：千円)

費目		内訳 (金額)	摘要
収 入	受講料	① 6次産業化の取り組み ② 小・中・高・大・一般食育事業 ③ 高齢者食育事業 ・ 受講料 ④ 健康向上教室 ⑤ 江別型グリーン・ツーリズム研修事業 ⑦ 歴と文化交流事業 ⑧ 屋外施設活用事業 550	
		収入計 (A)	550
支 出	人件費	給料手当 センター長 198×12 か月 2,376 副センター長 168×12 ヶ月 2,016 職員 1 名 161×12 ヶ月 1,932 (6,324) 短時間労働職員 5 名 (4,248) 地域協力者謝礼金 100 (100) (10,672)	
		事業費 ・ 講師謝礼 ・ 原材料 ・ その他 800	
		事務費 管理費 (需用費) 消耗品費 500 燃料費 1,000 修繕費 300 光熱水費 2,500 (4,300)	

		(役務費)		
		障害保険料	200	
		通信運搬費	300	
			(500)	
		(委託費)		
		業務委託費		
		・機械警備、消防設備、夜間受付、調理室清掃等	3,200	
			(3,200)	
		(使用料及び賃借料)		
		賃借料	300	
		支払手数料	300	
			(600)	
		(その他)		
		活動謝礼	40	
		雑費	100	
			(140)	
		通勤手当	300	
		法定福利費	1,400	
		(社保・労保・雇用・労災)		
		租税公課	1,100	
		福利厚生費	90	
			(2,890)	
	支出計 (B)		23,102	
	指定管理料予定額 (C)		22,552	
	税抜きか価格		20,502	
	(C)の110分の100に 相当する金額			

(令和 5 年度)

【自主事業費】

(単位：千円)

費目		内訳 (金額)	摘要
収入		(自主事業名や事業内容を記載すること)	
	①江北ふれあい祭り	寄付・加工品販売・野菜販売など 300	
	②ピザ祭り&ひまわり 迷路	加工品販売・野菜販売など 200	
	③自販機	飲料水販売 100	
	④雑収入	B B Q 20	
収入計 (D)		620	
支出	①江北ふれあい祭り	印刷・看板代・原材料・雑費 300	
	②ピザ祭り&ひまわり 迷路	印刷・看板・謝礼・原材料・雑費 200	
	③自販機	行政財産使用料など 100	
	④B B Q	炭代・消耗品費 20	
支出計 (E)		620	
自主事業収益 (D) - (E)		0	

(単位：千円)

43

		(役務費)	
		障害保険料	200
		通信運搬費	300
			(500)
		(委託費)	
		業務委託費	
		・機械警備、消防設備、夜間受付、調理室清掃等	3,200
			(3,200)
		(使用料及び賃借料)	
		賃借料	300
		支払手数料	300
			(600)
		(その他)	
		活動謝礼	40
		雑費	100
			(140)
		通勤手当	300
		法定福利費	1,400
		(社保・労保・雇用・労災)	
		租税公課	1,100
		福利厚生費	90
			(2,890)
	支出計 (B)		23,102
	指定管理料予定額 (C)		22,552
	税抜きか価格		20,502
	(C) の 110 分の 100 に 相当する金額		

(令和 6 年度)

【自主事業費】

(単位：千円)

費目		内訳 (金額)	摘要
収入	①江北ふれあい祭り	(自主事業名や事業内容を記載すること) 寄付・加工品販売・野菜販売など 300	
	②ピザ祭り&ひまわり 迷路	加工品販売・野菜販売など 200	
	③自販機	飲料水販売 100	
	④雑収入	B B Q 20	
収入計 (D)		620	
支出	①江北ふれあい祭り	印刷・看板代・原材料・雑費 300	
	②ピザ祭り&ひまわり 迷路	印刷・看板・謝礼・原材料・雑費 200	
	③自販機	行政財産使用料など 100	
	④B B Q	炭代・消耗品費 20	
支出計 (E)		620	
自主事業収益 (D) - (E)		0	